



住まい



定住住宅空き家活用事業(借上げ空き家リフォーム)

内容 空き家バンクに登録されている空き家を、町が10年間借上げ、予算の範囲内でリフォームを行い移住者に貸出

工事費 空き家活用住宅1軒につき、予算内で台所や風呂場などの修繕を行い利用希望者に貸出します。

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

お試し住宅(多機能型住宅)

内容 遊佐町の生活を体験したり、空き家探しのために利用できます。2泊～7泊まで、2週間前までの申し込みが必要(冬期間は90泊まで利用可)

- ① 広野住宅:木造2階建て3DK
- ② 布倉住宅:木造平屋建て5DK

利用料 無料(* 冬期間の灯油代は自己負担)

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

空き家バンク(空き家情報活用システム)

内容 空き家を売りたい・貸したい人と、空き家に住みたい人をつなぎます。登録された空き家は、ホームページに掲載し広く発信

手続き 空き家の所有者等の方は「空き家登録申請書」を、利用したい方は「空き家利用登録申請書」を提出

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

空き家活用促進事業(家財道具等処分費用補助)

対象 空き家バンク登録物件の所有者または定住の意思がある空き家バンク利用者

内容 物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃にかかる経費の補助

補助額 事業にかかった経費の1/2、上限20万円

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

移住推進空き家活用支援事業

一時所得

内容 空き家バンク登録物件を購入・賃借して改修した場合、工事費の一部を補助

対象 遊佐町空き家バンクを通じ、空き家を購入又は賃貸借契約を結んでいる所有者または利用者

補助率 所有者工事の場合

・若者世帯+県外者	購入 1/2 (上限30万円)	賃貸 1/3 (上限20万円)
・上記いずれか1つに該当	購入 1/3 (上限20万円)	賃貸 1/4 (上限15万円)
・上記のいずれにも該当しない	購入 1/4 (上限15万円)	賃貸 1/6 (上限10万円)

*利用者工事の場合は、所有者工事の賃貸の補助率と同じ

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

定住住宅新築支援金

一時所得

対象 町内に定住を目的とした専用住宅・併用住宅の新築工事を行い、完成した住宅に住所異動することが確実な方

支援額 交付対象工事費の10%、上限100万円まで
※建主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限120万円まで

問合せ 地域生活課管理係 tel.0234-72-5883

定住住宅取得支援金

一時所得

対象 次のすべてに該当する方

- ① 定住を目的とした町内の中古住宅・新築建売住宅を購入し、取得した住所に住所異動することが確実な方
- ② 下水道または合併浄化槽を接続していること(購入後に接続しようとしていること)

支援額 交付対象取得費の10%、上限100万円
※買主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限120万円まで

問合せ 地域生活課管理係 tel.0234-72-5883

持家住宅リフォーム支援金

一時所得

対象 次のすべてに該当する方

- ① 申請段階で工事に着手していないこと
- ② 町内建設業者(遊佐町商工会、酒田飽海建設総合組合)と契約を締結していること
- ③ 下水道または合併浄化槽を接続していること(申請と同時に接続しようとしていること)
- ④ 町税等の滞納がない方。遊佐町在住の方、または工事後に遊佐町に移住することが確実な方

支援額 費用20万円以上(下水道等接続工事を行う場合は10万円以上)の工事費の10%
ただし、下水道等接続工事と同時に進行する場合は、対象工事費100万円まで20%、超える分は10%(上限100万円)

問合せ 地域生活課管理係 tel.0234-72-5883

若者移住世帯水道料金補助金

対象 全員移住者で構成される若者世帯(* 要件あり)
転入よりおおむね3ヶ月以内に申請

内容 定住する目的で移住した若者世帯に対し、上水道料金の一部を補助

補助額 (1ヶ月分の上水道使用量-10m³)×140円
移住した翌月分から最大36か月

問合せ 企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

*全ての事業や支援には細かい要件がありますので、詳細は下記にお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ **遊佐町企画課定住促進係・遊佐町IJU ターン促進協議会**

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地

TEL.0234-28-8257 FAX.0234-72-3315

遊佐町IJU

検索

2019年4月作成



遊佐町は、ママにもパパにも子どもにもやさしい町。

所得によって、3才以上の保育料が
ひと月あたり0円か5,000円になったり、
3人目以降の保育料が0円になったり、
18才までの医療費が0円になったりします。

ママにもパパにも子どもにも、みんなに笑顔でいてほしいから。
子育てサポート、町のみんなががんばってます。

子育て/教育



子育て世帯移住奨励金

一時所得

対象	移住者であって、0歳～義務教育課程までの子どもを養育する方からなる世帯で、移住の日から5年以上継続して居住する方
支給額	子ども一人当たり12万円/年（3年を限度に交付）
支払い	年4回（4・7・10・1月）
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

ゆざっ子誕生祝金

一時所得

支給額	第1子・第2子50,000円 第3子以降100,000円
受取	出生届提出時に申請していただき、窓口で祝金を支給
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

出産育児一時金

対象	妊娠84日以上(妊娠4ヶ月=12週に入った日以降)で出産した方 ※加入先の保険によって手続きや支払い等の詳細が異なります
支給額	一律420,000円/人
問合せ	国保加入者→健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875 健康保険加入者→各健康保険組合

ひとり親家庭等医療証

対象	所得税非課税で次の方 ①配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ②父又は母が身体又は精神の一定の障がいがある場合 ③父母のいない18歳以下の児童 ※医療費は無料、ただし入院時の食事代は自己負担
問合せ	健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875

エンゼルヘルパー派遣事業

対象	出産後2年以内の方で、日中母子のみになる家庭
内容	ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う。 ●利用日数/30分単位で1日3時間まで。月20日間を限度とする。※ただし、1時間に満たない利用は不可。 ●利用時間/午前8時30分～午後8時 ●利用料金/30分あたり150円
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

産後ケア事業（宿泊型）

対象	産後2か月以内で、日中に家族からの育児支援が受けられない方
内容	1泊2日～4泊5日(土日・祝日除く)の間で、母子で医療機関(日本海総合病院)に宿泊し、助産師からの授乳指導や育児相談を受けられます。
自己負担額	1泊2日5,000円、1日追加ごと2,500円
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

母乳相談助成事業

対象	産後1年以内の方
内容	医療機関での母乳相談にかかる費用を助成。(出生届の際に助成券を発行) 1人1回 上限2,500円
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

すくすくゆざっ子支援金

一時所得

対象	0歳から3歳に到達する年度末までの子どもの保護者
支給額	子ども一人当たり10,000円/月
支払い	年3回（4・8・12月）
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

子育て支援医療証

対象	町内に住所を有する0歳～18歳 ※扶養者の所得等に関係なく一部負担金無で受診可。ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)
問合せ	健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875

ゆざっ子エンゼルサポート

内容	①3歳以上児の保育料を所得に応じて「0円か月5,000円」に ②幼稚園等利用児童の保育料を「実質0円」に ③一定所得以下の世帯には給食費を補助 ④同一保護者の18歳以下、第3子以降の保育料を「0円」に ※10月から実施の幼児教育・保育の無償化により、内容が変更になる場合があります。
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

児童手当

対象	0歳～中学校修了前までの児童を養育している方
支給額	3歳未満…15,000円/月 3歳～小学校修了前 第1・2子…10,000円/月 第3子以降…15,000円/月 中学生…10,000円/月 ※受給者の所得が限度額以上の時は、特例給付として5,000円/月
支払い	年3回（6・10・2月）
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

ひとり親家庭等家賃助成

雑所得

対象	ひとり親家庭等に該当し、18歳までの児童と同居し、かつその児童を養育していて次のすべてに該当する方 ①生活保護を受けていない ②町税の滞納がない ③勤務先からの家賃補助がない ④児童扶養手当の所得制限の範囲内にある
支給額	家賃月額額の1/4（上限10,000円）
支払い	年3回（4・8・12月）
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

就学援助

対象	①準要保護就学援助費制度 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭（※所得制限等の支給要件あり） ②特別支援教育就学奨励費制度 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
内容	給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給
問合せ	教育委員会総務学事係 tel.0234-72-5891

遊佐高校就学支援事業

対象	県立遊佐高等学校生徒
内容	①就学支援金(入学時) 70,000円 ②介護職員初任者研修受講支援金 25,000円 ③キャリアアップ(運転免許取得) 支援金 60,000円
問合せ	遊佐高校支援の会事務局 (教育委員会総務学事係内) tel.0234-72-5891

働く/交流/結婚など

遊佐町チャレンジファーム

雑所得

対象	遊佐町農林水産業の担い手をめざす研修生
内容	町内の優れた農業経営者のもとで実践研修を行う研修生の生活を支援
給付額	生活支援 最大年間48万円 住宅支援 住宅の無償貸与 (最長2年間/生活支援と住宅支援の同時給付可)
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

農業次世代人材投資事業（準備型）

雑所得

対象	都道府県が認める道府県農林大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農予定者
給付額	年間150万円（最長2年間）
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

農業次世代人材投資事業（経営開始型）事業所得

対象	新規就農者
給付額	年間最大150万円 (農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間)
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

青年新規就農者の免許・資格取得支援

内容	町の農業の担い手となる青年新規就農者を育成するため、農業経営に必要な農業機械等の免許・資格取得を支援
対象者	農業次世代人材投資事業の交付を受けている方
金額	免許・資格取得にかかる教習料・受験料・受講料等のうち2分の1、上限10万円
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

空き農地バンク

内容	空き農地の情報を管理し、定年帰農者等に貸出し
問合せ	農業委員会 tel.0234-72-5890

就職のための免許・資格取得支援

対象	65歳未満の町内在住の求職者(ただし、在職求職者は除く)及び非正規雇用の方
内容	求職者の雇用促進並びに非正規雇用者の正規雇用への転換を支援するため、就職に役立つ免許・資格取得費用の一部を助成(普通自動車免許他、認められないものもあり)
給付額	資格や免許取得にかかる研修、講習等の受講料、登録料等の1/2以内、上限10万円
問合せ	産業課産業創造係 tel.0234-72-4522

看護師等奨学金貸付事業

内容	修学等に必要な奨学金の貸付を行います
対象者	次のすべてに該当する方 ①看護師、准看護師を養成する学校等に在学する方 ②①の学校等を卒業後に町内の医療施設、福祉施設等に勤務する意志のある方
金額	月額50,000円以内 貸付終了後、3年以内の期間で返還していただきますが、免除等の制度もあります。
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

面接時の交通費助成(IJUターン定着促進助成金)

対象	IJUターン希望者(※新卒者除く)
内容	庄内北部定住自立圏域内(遊佐町・酒田市・庄内町・三川町)で公的機関、圏域内の事業所が実施する就職面接会に参加する際の交通費を助成
給付額	鉄道賃、航空賃、高速バス料金の1/2(※一人2回まで) 遊佐町内の事業所の面接の場合 … 上限20,000円(それ以外 上限10,000円)
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

IJUターン定着奨励金

一時所得

対象	IJUターン就職者(※新卒者除く)
内容	遊佐町にIJUターンしてきた方が庄内北部定住自立圏域内に就職(正規採用)した場合に奨励金を給付
給付額	一人あたり10万円(就職時年齢が40歳未満) (※家族で転入した場合1世帯の上限30万円)
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

結婚支援推進員(ながどクラブ)

内容	①結婚を希望する独身男女の出会いの相談 ②個別のお見合いや婚活パーティ等の開催
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

婚活イベント開催支援

対象	遊佐町で婚活イベントを開催する団体
内容	イベント経費の1/2の補助(上限20万円)
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

結婚祝金

一時所得

対象	次のすべてに該当する方 ①婚姻届受理日にどちらか一方が、遊佐町に居住している ②婚姻届後2カ月以内に遊佐町に住所を定め、居住している ③婚姻届受理日の年齢が40歳未満であり、定住の意思がある
支給額	3万円
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

ワンストップ相談窓口

内容	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団・集落支援員と連携し、移住を希望する方への窓口を一本化 ●NPO法人いなか暮らし遊佐応援団/移住を希望する方へ空き家の紹介、いなか暮らし体験ツアーの企画。空き家の鍵管理サービス。 ●集落支援員/移住を希望する方への空き家案内、地域自治会との調整。町内の空き家に関する調査・相談
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257 NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941 集落支援員 tel.0234-72-3981

お試し移住体験プラン

対象	遊佐町暮らしを体験したい移住希望者
開催	通年
内容	空き家見学、先輩移住者のお宅訪問・交流、町内施設巡り、農業体験などを、希望に合わせて企画
問合せ	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941

移住者交流会

内容	遊佐町にIJUターンされた方向けの交流会を開催
開催	年6回くらい
問合せ	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941